

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年6月30日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要  
瀬谷さくら小学校 音楽室エアコン圧縮機ほか修理
- 2 履行場所  
横浜市瀬谷区下瀬谷3丁目 58 1  
横浜市立瀬谷さくら小学校
- 3 契約日  
令和7年6月4日
- 4 履行日又は履行期間  
令和7年7月31日
- 5 契約金額  
660,000円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)  
横浜市港南区笹下5-10-8  
株式会社協栄電設
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
空調機の故障発生により、冷暖房が使用不可となった。早急に対応しなければ、児童・生徒等への健康への懸念及び授業等の学校運営への支障が生じる恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由  
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管  
教育委員会事務局教育施設課